

静岡労働局発表  
平成23年9月29日

担 当	静岡労働局 職業対策課長 横井幹裕 課長補佐 梅津恵子 電話(対策課) 054-271-9970
	雇用均等室長 高橋弘子 地方機会均等指導官 土屋真由美 電話(均等室) 054-252-5310

### 各種助成金の申請先が労働局等に変わります

独立行政法人雇用・能力開発機構が廃止され、これに伴い、10月1日から同機構が支給業務を行ってきた雇用管理に関する助成金については、各都道府県労働局に移管されることとなります。

また、財団法人21世紀職業財団が支給業務を行っていた「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」についても、同財団の活用廃止により、各都道府県労働局へ移管されます。

これにより、各助成金・奨励金の支給が平成23年10月1日より各都道府県労働局にて開始されます。

#### 1 独立行政法人雇用・能力開発機構が支給業務を行ってきた雇用管理に関する助成金について

##### (1) 移管される助成金の種類

###### ① 建設雇用改善助成金

中小建設事業主が、建設労働者の技能の向上のために教育訓練を行った場合の経費及び賃金の一部を助成するとともに、中小建設事業主団体又はその連合団体が、小学校、中学校、高校等におけるキャリア教育への支援を行った場合、経費の一部を助成します。

###### ② キャリア形成促進助成金

事業主が雇用する労働者のキャリア形成を促進するために、職業訓練の実施又は労働者の自発的な職業能力開発を支援した場合に、訓練に要した経費及び訓練実施期間中の賃金の一部等を助成します。

###### ③ 中小企業基盤人材確保助成金

中小企業労働力確保法における改善計画の認定を受けた中小企業事業主が、認定計画に基づき健康、環境分野等に該当する事業への新分野進出等の基盤となる人材を雇い入れた場合に助成します。

(2) 助成金の支給申請先

静岡県内の各ハローワーク（本所12か所、出張所5か所）で支給申請書の受付を行い、静岡労働局職業安定部職業対策課において審査・支給決定を行います。

2 財団法人21世紀職業財団が支給業務を行っていた助成金について

(1) 移管される助成金の種類

短時間労働者均衡待遇推進等奨励金が廃止・再編され、新たに均衡待遇・正社員化推進奨励金が創設されました。

○均衡待遇・正社員化推進奨励金

事業主がパートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るために、以下の制度を新たに設け、実際に制度を適用する場合、奨励金を支給します。

- ①正社員転換制度
- ②共通処遇制度
- ③共通教育訓練制度
- ④短時間正社員制度
- ⑤健康診断制度

(2) 奨励金の支給申請先

静岡労働局雇用均等室で支給申請書の受付及び審査・支給決定を行います。

- 添付資料
- 1 (独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い各種助成金の申請先が変わります(リーフレット)
  - 2 (財)21世紀職業財団の活用廃止等に伴い各種助成金の申請先が変わります(リーフレット)

(事業主の方へ)

## (独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い 各種助成金の申請先が変わります!

(独)雇用・能力開発機構静岡センターの廃止に伴い、これまで機構の各都道府県センターで取り扱っていた以下の助成金の申請窓口が、平成23年10月1日から、静岡県内の各ハローワークに変更となります。

※ 平成23年9月30日までは、これまでどおり、(独)雇用・能力開発機構静岡センターで相談・申請を受け付けています。

### 対象となる助成金

- |                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| (1)中小企業人材確保推進事業助成金 (※) | (7)キャリア形成促進助成金         |
| (2)中小企業基盤人材確保助成金 (※)   | ・ 訓練等支援給付金             |
| (3)中小企業人材能力発揮奨励金 (※)   | ・ 中小企業雇用創出等能力開発助成金 (※) |
| (4)中小企業職業相談委託助成金 (※)   | ・ 職業能力評価推進給付金          |
| (5)建設雇用改善推進助成金         | ・ 地域雇用開発能力開発助成金        |
| (6)建設教育訓練助成金           |                        |

※ 中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」は、平成23年10月1日以降も引き続き、各都道府県の担当窓口へ提出してください。助成金の実施計画認定申請・支給申請等の提出先が、平成23年10月1日から各都道府県労働局に変更となります。

(独)雇用・能力開発機構静岡センターから移管される、上記の助成金につきましては、静岡労働局職業対策課分室 (10月1日～ TEL: 054-653-6116) へお問い合わせください。

その他の助成金制度全般につきましては、静岡労働局職業対策課 (TEL: 054-271-9970) へお問い合わせください。

静岡労働局職業安定部職業対策課

〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



日本雇用サービスセンター

## ハローワーク助成金窓口一覧

施設名	ハローワーク下田	管轄	下田市、賀茂郡(河津町・西伊豆町・東伊豆町・松崎町・南伊豆町)
所在地	〒415-8509 下田市4-5-26		
電話番号	0558-22-0288		
施設名	ハローワーク三島 求人専門援助部門	管轄	熱海市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡
所在地	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 (三島労働総合庁舎1階)		
電話番号	055-980-1302		
施設名	ハローワーク伊東	管轄	伊東市
所在地	〒414-0046 伊東市大原1-5-15		
電話番号	0557-37-2605		
施設名	ハローワーク沼津	管轄	沼津市、裾野市、駿東郡のうち清水町・長泉町
所在地	〒410-0831 沼津市市場町9-1 (沼津合同庁舎1階)		
電話番号	055-931-0145		
施設名	ハローワーク御殿場	管轄	御殿場市、駿東郡のうち小山町
所在地	〒412-0039 御殿場市竈字水道1111		
電話番号	0550-82-0540		
施設名	ハローワーク富士	管轄	富士市
所在地	〒417-8609 富士市南町1-4		
電話番号	0545-51-2151		
施設名	ハローワーク富士宮	管轄	富士宮市
所在地	〒418-0031 富士宮市神田川町14-3		
電話番号	0544-26-3128		
施設名	ハローワーク清水 事業所・専門援助部門	管轄	静岡市のうち清水区
所在地	〒424-0825 静岡市清水区松原町2-15 (清水合同庁舎1階)		
電話番号	054-351-8606		
施設名	ハローワーク静岡 事業所援助部門	管轄	静岡市のうち葵区・駿河区
所在地	〒422-8045 静岡市駿河区西島235-1		
電話番号	054-238-8605		
施設名	ハローワーク焼津	管轄	焼津市、藤枝市
所在地	〒425-0028 焼津市駅北1-6-22		
電話番号	054-628-5155		
施設名	ハローワーク島田	管轄	島田市、榛原郡のうち川根本町
所在地	〒427-8509 島田市本通1丁目4677-4 (島田労働総合庁舎1階)		
電話番号	0547-36-8609		
施設名	ハローワーク榛原	管轄	牧之原市、榛原郡のうち吉田町
所在地	〒421-0421 牧之原市細江4138-1		
電話番号	0548-22-0148		
施設名	ハローワーク掛川	管轄	掛川市、菊川市、御前崎市
所在地	〒436-0073 掛川市金城71		
電話番号	0537-22-4185		
施設名	ハローワーク磐田駅前庁舎	管轄	磐田市、袋井市、周智郡
所在地	〒438-0078 磐田市中泉497-1 天平のまち2階		
電話番号	0538-21-3662		
施設名	ハローワーク浜松アクトタワー庁舎 事業所援助部門	管轄	浜松市のうち中区・東区・西区・南区、湖西市
所在地	〒430-7707 浜松市中区板屋町111-2 アクトタワー7階		
電話番号	053-457-5161		
施設名	ハローワーク細江	管轄	浜松市のうち北区
所在地	〒431-1302 浜松市北区細江町広岡312-3		
電話番号	053-522-0165		
施設名	ハローワーク浜北	管轄	浜松市のうち天竜区、浜北区
所在地	〒434-0037 浜松市浜北区沼269-1		
電話番号	053-584-2233		

(独)雇用・能力開発機構から移管される、「建設雇用改善助成金・キャリア形成促進助成金・中小企業基盤人材確保助成金」等の助成金につきましては、静岡労働局職業対策課分室 (TEL 054-653-6116) へお問い合わせください。

その他の助成金制度全般につきましては、静岡労働局職業対策課 (TEL 054-271-9970) へお問い合わせください。

静岡労働局職業安定部職業対策課

〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階

(事業主の方へ)

## (財) 21世紀職業財団の活用廃止等に伴い 各種助成金等の申請先が変わります!

(財) 21世紀職業財団の活用廃止等に伴い、これまで財団の各都道府県事務所等で取り扱っていた各種助成金が再編され、申請窓口が、平成23年10月1日から、静岡労働局雇用均等室に変更となります。

### 対象となる奨励金

中小企業雇用安定化奨励金

短時間労働者均衡待遇推進等助成金


 廃止  
統合

### 均衡待遇・正社員化推進奨励金

申請窓口：静岡労働局雇用均等室

- |           |         |           |
|-----------|---------|-----------|
| ①正社員転換制度  | ②共通処遇制度 | ③共通教育訓練制度 |
| ④短時間正社員制度 | ⑤健康診断制度 |           |

(財) 21世紀職業財団静岡事務所等からの移管助成金及び奨励金につきましては、静岡労働局雇用均等室 (TEL: 054-252-5310) へお問い合わせ下さい。

静岡労働局雇用均等室

〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階



厚生労働省・都道府県労働局